規　則

○国家公安委員会規則第七号

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十七号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十九年七月五日　　国家公安委員会委員長　松本　純

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）
第二条　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。	**第二条**　［同上］
［一～四十　略］	［一～四十　同上］
四十一　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪	四十一　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪
［イ～ホ　略］	［イ～ホ　同上］
［四十二～四十六　略］	［四十二～四十六　同上］
四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪	四十七　［同上］
［イ～ハ　略］	［イ～ハ　同上］
ニ　組織的犯罪処罰法第六条に規定する罪	ニ　組織的犯罪処罰法第六条、第七条又は第九条から第十一条までに規定する罪
ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪	ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪
(1)　爆発物取締罰則第三条に規定する罪	(1)　爆発物取締罰則第三条に規定する罪
(2)　刑法第百七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二又は第二百三十六条に規定する罪	(2)　刑法第百七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二又は第二百三十六条に規定する罪
(3)　労働基準法第百十七条に規定する罪	(3)　労働基準法第百十七条に規定する罪
(4)　職業安定法第六十三条に規定する罪	(4)　職業安定法第六十三条に規定する罪
(5)　児童福祉法第六十条第一項に規定する罪	(5)　児童福祉法第六十条第一項に規定する罪
(6)　金融商品取引法第百九十七条の二第十号の四、第十号の五、第十号の八又は第十号の九に規定する罪	(6)　金融商品取引法第百九十七条の二第十号の四、第十号の五、第十号の八又は第十号の九に規定する罪
(7)　大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪	(7)　大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪
(8)　競馬法第三十条第三号に規定する罪	(8)　競馬法第三十条第三号に規定する罪
(9)　自転車競技法第五十六条第二号に規定する罪	(9)　自転車競技法第五十六条第二号に規定する罪
(10)　小型自動車競走法第六十一条第二号に規定する罪	(10)　小型自動車競走法第六十一条第二号に規定する罪
(11)　モーターボート競走法第六十五条第二号に規定する罪	(11)　モーターボート競走法第六十五条第二号に規定する罪
(12)　覚せい剤取締法第四十一条第一項、第四十一条の二第一項若しくは第二項、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）又は第四十一条の四第一項第三号から第五号までに規定する罪	(12)　覚せい剤取締法第四十一条第一項、第四十一条の二第一項若しくは第二項、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）又は第四十一条の四第一項第三号から第五号までに規定する罪

［号の細分を加える。］